

【資料(2)－2－4】

むね20分以内といたします。

それでは、質問通告により5番戸田久和君を指名いたします。戸田君。

〔5番戸田久和君登壇〕

◆5番（戸田久和君） タイマーではかります。5番の戸田久和です。

高額な市長退職金や議員の複数報酬の見直しについて。

自治体財政の危機が叫ばれている昨今、従来当たり前の支出と思ってきたことも新しい発想で見直してみることが必要になってきます。法律や条例で定められている、だから正当な支出で見直す必要はないとしてしまうのは、一種の思考停止であり、正しい態度とは言えません。それをどうしても固守しなければいけない理由があるのか、その理由が果たして妥当なものなのかなどをしっかりと吟味しなくてはなりません。

例えば、門真市議会はつい先ごろ、30数年来継続してきた議員の議会出席の費用弁償を全廃するという勇気ある賛明な決断をしたばかりであります。私が問題提起してから2年半を要したもの、まことによい実例をつくりました。これについて市当局や監査委員は、あくまで正当な支出とするのみでしたが、どちらが正しい態度だったでしょうか。

その私でも、つい1ヶ月くらい前までは存在して当たり前と思っていたのがこの問題でありますて、ですから市長やほかの議員にかみつくとかいうことはなしに、たまたま最近、他市の市民派議員の問題提起を知って考える契機を持った者として、皆さんに問題を投げかけ、一緒に考えていただきたいというソフトなスタンスでまずは始めていきたいと思って質問するわけであります。

さて、現行条例では4年の任期終了ごとに市長は2073万円、助役1428万円、収入役、教育長、水道管理者は900万円の退職金が出ます。東市長の場合だと、今の任期を終了した時点での退職金受け取りの総額が、5期20年分合計で9806万円になり、それにまた年金が月額で20万円を若干下回る程度となります。これは、他市と比べて高いというよりも低い部類であることは承知していますが、それにしても職員の退職金に比べて何倍も高額に設定されているわけでありまして、その理由は何なのでしょうか。

ちなみに議員の場合は、3期12年までは退職時にみずからが月額6万8200円掛けた共済金の7割から9割が返ってくるだけで、これが退職金がわりのようなものですが、正式には退職金はありません。昨今は、四国の新居浜市長のように、市長の退職金廃止を議会に条例提案する人もありてきました。財政難の折、市長はこれら退職金のあり方を見直し、大幅削減を検討すべ

きと思わないでしょうか。

また、市長や議員は、他市と一緒に形成している一部事務組合の管理者や議員としての報酬も受けており、この額が市長で年間約90万円、議員全体で約340万円ですが、結局これは市の財政から出ているも同然であり、これらを考え直して、門真市から市長、議員の報酬廃止を提案、発信していくべきではないでしょうか。さらに、各種の審議会、審査会や農業委員会等の議員報酬も廃止すれば、年間540万円程度の節約になります。

こういったものは、従来、市長、議員本来とは別の業務だからという理由でそれぞれ別途に報酬がつけられてきたのでしょうか、この際発想を転換して、報酬、期末手当合計で市長で年間1500万円近く、議員で1100万円台から1200万円台を得ているわけでもありますし、市長や議員に付随する業務としてとらえることでよいのではないかでしょうか。高額な退職金がなくとも、情熱を持って市長を務めようとする人材は幾らでもいるし、そういう人材の方が市長として望ましいのではないかでしょうか。

2、財政危機克服の方策が貧弱な施政方針について。

税収の落ち込みと生活保護費の大幅増による財政圧迫が門真市財政の最大の問題と言えるかと思いますが、これを正面に見据えて克服しようとする姿勢が、市長の施政方針には残念なことに全く見られませんでした。

市収入アップの方策を助役や市長は持ち合わせていないのかと質問する予定でしたが、昨日のやりとりを聞きまして、本当に何も持ち合わせていないということがよくわかりました。まことに嘆かわしいことであり、こういう無策な経営陣の本質、体質をそのままにして合併に走ったら、さらに財政危機を拡大するだけだとの思いを深めましたが、今の人材や機構の中で知恵が浮かばないのであれば、場合によっては外部人材を招いてでも、市の収入開拓と市民所得アップを戦略的、総合的に考える頭脳機関を設置するべきではないでしょうか。

また、ケースワーカー増員による生活保護軽減方策や、公共工事落札価格の低減化誘導方策について具体的にどう考えているか、聞かせてください。特にケースワーカーの増員問題については、昨年12月議会での志政会宮本議員がその切迫性と費用対効果を理路整然と解き明かしたすばらしい質問をしました。さぞかし新年度からこの指摘を採用して増員されることと思っていましたら、何も改善されてないということを知って愕然といたしました。

聞けば、1月に大阪府の監査があって、ケースワーカー9名、査察員1名の不足が指摘されたというではありませんか。早急に10人の市職員を他の部署

から引き抜いて配置し、その穴埋めは単純な窓口業務や事務作業などをパートや業務委託に切りかえることを含めた人事異動で十分間に合うはずです。市の見解を聞かせてください。

3、市の将来を誤る性急な合併促進と行政の責任について。

2025年を見通しつつ、おおむね2010年を目標年次とする門真市第4次総合計画を約2000万円を投じて作成し、一昨年12月議会で議決したばかりなのに、新たなまちづくり構想も抜きで早急に合併しなければだめだというような性急で強迫的な主張に、市は同調するべきではありません。市は今後のまちづくりをどう考えているのでしょうか。

合併すれば市長や議員などを減らすことができるとして人員削減効果を言いながら、門真市がどこと合併しようとも必ず必要になる市庁舎や議会の新設、コンピュータシステムの統合など機構統合費用が数百億円規模で発生するのは確実であるのに、これを言わない合併問題の啓発宣伝は正しい情報提供とは言えず、市民を惑わすものであります。

出費のことになると、そういう話は合併協議会で検討することと言い逃れるのであれば、おいしい話で客をつっておいて逃げられないようにしてから、あれやこれやと別料金を請求してくる悪徳商法みたいなものだと言わなければなりません。また、合併特例債だ何だといっても、それも私たち市民、国民の負担であることにほかなりません。

市の啓発の中で、「広域行政にも限界がある」と題して、「1市でも反対すれば実現しないなど、現実にはなかなか広がらないのが実情です」という一文がありますが、市がかかわっているどの広域行政で合併しなければ克服できないほどのどういう限界があるのか事実を示してくれ、と私がこれの作成責任者である妹尾総合政策課長に先日ただしたところ、課長は現実に何か承知しているわけではないとして、何ら事実を挙げることができませんでした。事実根拠が挙げられないのに「広域行政にも限界がある」と書くことは、虚偽宣伝ではないでしょうか。行政としては許されないことだと思います。

昨日、まず守口市と共同して合併可能な枠組みを考えるという趣旨の助役答弁がなされました。守口市が500億円超の借金を抱え、また鉛水道管の早急な取りかえで今後150億円必要など多額のインフラ再整備出費を予測されていることを御承知でしょうか。

また、住民主体の考えに基づき合併の是非をも含めて検討する法定合併協議会には、合併反対の住民代表の参加を排除する規定はないことを確認しておきたいと思います。

昨日の本会議を聞いていて、守口市と合併しても財政事情が好転する何らの要素も存在しないし、市も示せないということがさまざまと明らかになりました。門真市がやっていくべきことは、しょせんは朝三暮四的な合併優遇措置につられて浮き足立つことではなく、じっくりと腰を据えて市政改革を進めていくことです。

ほんの一例を挙げれば、生活保護費の窮状に困りながら、保育園年齢の子供を抱えて保育園に入れず仕事につけないがために生活保護を受けている世帯が100世帯以上あるのに、同じ福祉部の児童課は保育園の数は足りていると考えて、何の連携もないままだれもこの関係性を考えていませんという実情があります。せめて公設民営で経費の安い簡易保育園でも設置すれば、数十世帯は生活保護から脱却できるでしょう。将来、幼児の絶対数が減って定員割れになることを心配するのなら、そのときに撤退しやすい条件を考えて設置方法を決めればいいし、施設は児童館などに転用すればいいはずです。こういう工夫を何もせずに、ただただ財政難という言葉をおまじないのように唱えて具体的な対策を立てていないのが今の実情です。

行政機構の総力を挙げて斬新な手法を編み出さなければいけないときに合併を持ち込むことは、余計で膨大な準備業務を押しつけることであり、本来やるべき業務の妨げ以外の何物でもありません。例えば、学校の統廃合という微妙な問題を早く進めてくれという話と、もうすぐ合併するぞということがどうして両立できるのでしょうか。門真市の場合、合併は最大の行政改革どころか最悪の行政破壊であると私は断言いたします。

4、環境センター労働者とダイオキシン調査について。

この問題については、昨日いろいろ説明がなされました。ところで、この今回の問題では、厚労省が調査結果をホームページ発表するに当たって、環境センターに何の連絡もしなかったことや、焼却施設で働いてもない大阪労働局の職員1名の健康調査を含めて、施設F、すなわち門真市環境センターの労働者21名の調査結果として集計するというおかしなミスがありました。ですから、全国145名の労働者の調査ではなくて、144名の労働者の健康調査としなければならないわけです。ひょっとしたらほかの施設でも似たような紛れ込みがあったかもわかりません。私からの申し入れで厚労省の担当者がこれらのミスを認め、統計結果の訂正を印刷物による報告書においては正誤訂正表を差し挟み、ホームページにおいては修正して3月中に対処することを約束しました。

市の今後の対応として、厚労省の動向や発信情報に最大限の注意を払い、何

かあれば機敏に連絡をとって、改善や訂正を求めるべきことにはそのように対処すること、また広くダイオキシンに関する情報に一層の関心を払いつつ、市民に対しても、民間労働者を含めた環境センターで働くすべての労働者に対しても、積極的な情報公開、情報発信と安全保護策を共同して進めて行くべきだと思いますが、市の見解を聞かせてください。

さらにふえた山本組ごみの山について。

美しいまちづくり条例を誇る門真市で大きな汚点となっているのが、スーパーライフそばの産廃のごみの山であります。私の方で毎月現場の写真を撮ってホームページに発表しながら警鐘を鳴らしておりますが、まことに残念なことにことしになってかえって大きくなっているありさまです。12月議会以降どうなっているのか、府や警察の対応も含めて事実経過と市の努力を詳しく説明してください。

このごみの山ができてから既に2年になり、今年度中の解決は無理になってしましましたが、もうこれ以上の放置は許されないと考えます。かくなる上は強制執行に訴えてでも、せめて夏までには撤去するべきだと思いますが、どうか。市の決意を聞かせてください。

6、広報の全戸完全配布体制について。

広報は、自治会未加入でも、住民票がなくても、店舗事業所であっても、門真市内全戸配布であることについて、全職員や窓口アルバイトへの周知徹底は大丈夫でしょうか。新年度より全戸完全配布体制を実現するに当たって、この半年間責任部局はかなり努力をしてきたようですが、その内容を詳しくお伝えください。

次、7、住基ネットで危惧される諸点への対応について。

有名なジャーナリストの櫻井よしこさんが、BSE（狂牛病）対策で牛は10けた番号で生涯管理されるが、人間が11けた番号で生涯管理されることになると危険性を訴えているのが住基ネットであります。特徴的なことは、日弁連など人権派、護憲派だけではなく、改憲派や例のつくる会教科書支持陣営の著名人が積極的に危惧を表明し、反対の行動をとっていることがあります。そのあらわれが櫻井よしこさんが音頭をとって元内閣安全保障室長の佐々淳行氏らと国民共通番号制に反対する会を結成し、三田佳子さん、川島なお美さん、奥田瑛二さん、林真理子さんなど著名な俳優、作家、ジャーナリストが加わって街頭行動まで行うとか、つくる会教科書積極支持の著名人を教育委員に任命して物議を醸した杉並区長が、住基ネット反対を積極表明して抵抗を続いていることなどがあり、こういうことからも問題性がうかがえると思います。住基

りません。やはり市が市民の個人情報を保護できるよう補強するべきでないでしょうか。

とりあえず一たん質問を終わって回答を待ちます。あと残り3分。

○議長（富山悦昌君） これより理事者の答弁を求めます。田村市長公室長。

[市長公室長田村正博君登壇]

【答弁】

◎市長公室長（田村正博君） 戸田議員御質問のうち、合併と広報の配布につきまして私より御答弁申し上げます。

まず、合併についてでありますと、市における総合計画は地域の将来と整備の方向を示す重要な計画であり、まちづくりの連続性という観点において、空白の期間が生じることは許されないものであります。

また、現総合計画が前計画の計画期間満了を迎えることに伴い、平成10年度より平成12年度まで3カ年をかけて策定したものであります。合併議論は、その後全国的に本格化しておりますが、このことをもって現総合計画がむだであるとの認識は持っております。今後とも本市の長期計画に基づき、施策の具現化を進めてまいらねばならないものと考えております。

また、合併における統合費用等の問題につきましては、合併による効果、効率などを長・短期を問わずどのようなスパンで考えていくのかが重要であろうかと考えているところであります。具体的な合併に関するさまざまな計画につきましては、合併協議会の中で十分に議論されるべきものと考えております。

次に、広域行政とのかかわりでありますと、広域行政にはさまざまな形態があり、広域的に一定事務を共同処理することによる効果は、消防や下水道処理事業などに見られるところであります。しかしながら、これら各市の寄り集まりにより執行される行政である場合と、合併により一市の施策あるいは事業として成り立つ場合との差は、総合的な効率性の面におきまして、これまでの広域行政よりもさらに増すのではないかと考えております。

また、合併につきましては、当然近隣市のさまざまな実態について考慮していかなければならぬものではありますと、今特定の市の置かれている個々の具体的な現状について云々することは控えたいと考えております。

次に、法定合併協議会への反対住民を排除する規定につきましては、明示されておらないと理解しております。

次に、広報の全戸完全配布体制についてであります。

広報紙の配布につきましては、各自治会に地域内全戸への配布をお願いしているところでありますと、自治会によっては自治会未加入世帯に配布をしてい

ないところもあることから、昨年12月に広報公聴課、地域振興課の両課で全戸配布の依頼をしたところあります。その結果、1自治会ですが、全戸配布の申し出がありました。

また、自治会境界線の確認につきましても、境界線が複雑な3自治会につきまして昨年12月末に広報公聴課、地域振興課において調査し、自治会区域図を作成しているところあります。

いずれにいたしましても、新年度より一部改正した業務委託契約書において、市より配布していただきます地域を明記し、指定地域内のすべての世帯に配布するよう契約する予定をいたしております。また、何らかの事情で自治会において配布できない世帯、マンションなどにつきましては、未配布世帯を広報公聴課まで報告していただくようお願いし、配布漏れのないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、広報の全戸配布についての全職員への周知ですが、広報紙が市内の全世帯等に配布されていることにつきましては、職員として理解されているものと考えております。しかしながら、アルバイト等一部でその理解がなされていないということもあったようであり、それらに対しましては、所属長に対し周知方をお願いしたところでありますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富山悦昌君） 藤田総務部長。

〔総務部長藤田捷一君登壇〕

◎総務部長（藤田捷一君） 戸田議員御質問のうち、高額な市長退職金や議員の複数報酬の見直しについて及び住基ネットで危惧される諸点への対応についての情報課所管分につきまして、私から御答弁申し上げます。

まず、市長の退職金についてですが、市長等常勤の特別職の退職金につきましては、地方自治法の規定並びに特別職等の職員の退職手当に関する条例に基づきまして支給いたしております。

退職手当を支給する趣旨といたしましては、一般的に在職中の功績、功労に対する報償とする考え方や退職後における生活を保障するために支払われる給付であるとする考え方などが挙げられますが、特別職につきましては、職務の特殊性を考慮いたしまして、在職中の功績、功労に対する報償という考え方を基本に支給いたしております。

多くの地方公共団体におきまして、一般職の職員の退職手当に関する条例とは別に特別職等の職員の退職手当に関する条例を定めておりまして、給料月額